

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

中井委員長 この際、城島光力君から関連質疑の申し出があります。中川君の持ち時間の範囲内でこれを許します。城島光力君。

城島委員 おはようございます。

引き続きまして、東日本大震災、原発対応の集中審議に当たって質問をさせていただきます。民主党の城島光力でございます。

大震災から早くも二カ月以上たちました。質問に当たり、冒頭ではありますが、犠牲になられた皆様方、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災をされた皆様方には、これまた本当に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

二カ月以上たちまして、総理も何回となく被災地を訪問されました、視察をされました。いろいろな方々との意見交換もされました。この二カ月以上たった現段階で、原発も含めてでありますけ

れども、今回の震災に対しての政府としてのこの間の取り組みについて、現段階での総括というのはどういった総括をされるのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

菅内閣総理大臣 私も、被災各県あるいは避難されている皆さんを受け入れていただいた埼玉県などを含めて何度か視察に訪れ、また関係者といういろいろな形でお話を聞かせていただきました。そういう中で、本当に、避難されている皆さんの厳しい生活の状況を見ることに、一日も早く仮設住宅等安定した生活に戻っていただけよう、さらには、原発被害の皆さんにとっては、いつもともとの住まいに戻るのかといった、そういう強い希望を聞くに当たって、何としても、原発の事故の収束を急いで、それが可能になるようにしなければならぬ、このように痛感をいたしております。

そういう中で、二点だけ申し上げますと、いわゆる地震と津波については、大変な被害の重大さはもちろんありますけれども、次第に、復旧から自分たちの町を何とか復興していこう、漁業の関係者の皆さんなどは一日も早く漁に出たいという、そういう積極的な動きもあちらこちらに見えてま

いりました。

政府としてこの二カ月間を総括しろという御指摘ですが、まだ総括には至りませんけれども、そういう皆さん方に対して、復旧から復興への道筋をしっかりと、そういう地元の方々の意見を酌み取りながらつくり上げていく、その段階に来ているのではないかと思っております。

一方、原発事故については、今の、直前の議論にもありますように、なかなか復興というところまで行きにくい状況があるということを県の関係者も言われております。

そういう意味では、一日も早い収束をまずはやっていく、それに全力を挙げるのが現在の政府の役目であり、まだ総括ということを使うことができるところまで来ていないということをお申しわけなく思っております。

城島委員 確かに、総括という段階ではもちろんないというふうに思いますが、一つの大きな区切りとしての二カ月というのが過ぎたわけであり

ます。

今、総理もおっしゃいましたけれども、今回の地震、津波の被害については、その被災者の数あるいは面積、広さということが極めて甚大であるということ、さらには、原発の事故ということも重なっているわけでありまして、この原発の被災者にとっては、まさに事態はまだ進行中ということもあります。将来の展望がなかなか描けない状況にあるというふうに思います。

総理も今おっしゃいましたように、やはり特に原発被災者からすると、本当に自分の家に戻れるのかどうか、あるいは今までどおりの、例えば農業を含めてですけれども、仕事ができるようになるのかどうかというような不安が非常に強いんだらうというふうに思います。

一時帰宅、あるいはきのうから計画的避難地域の避難ということも始まりました。特にこの原発被災者に対して、こういった不安に対して、総理

からのメッセージというものをぜひ出していただきたいというふうに思います。

菅内閣総理大臣 原発事故に関連して、新たに計画的な避難ということで始まり、また一方では警戒区域の中における一時帰宅ということも始まりました。そういう中で、先ほど申し上げましたが、やはり原子力事故そのものを収束させるということが進む中でより明確な今後の見通しが打ち出せると思っております。

御承知のように、四月の十七日ですが、東電からの道筋が発表され、あすはそれのいわば改訂版が出る。それと並行して、政府としても、そうした避難の問題なども含めた工程表を、政府の立場での工程表もお示しをいたしたい、こう思っております。

何としても、基本的には、当初の工程表にありました、四月十七日から考えて六カ月から九カ月で冷温停止をし、放射能が大幅に抑制される状況安定状況をつくり上げ、そしてその段階で、いつまでにどの地域はお帰りをいただくことができる、あるいはどうしてもここは難しい、そういうことをお示しして、生活の展望を持ってもらえるように、何としてもそうした日程で物事を実現していきたい、全力を挙げてまいりたいと思っております。

城島委員 実は、私も何度か被災地に救援物資を届けながら訪問いたしました。五月四日に、二十キロ圏内に、南相馬市長の御案内で入らせていただきました。

そのときに一つ、市長からも要請がありまして、

私もそうだなと思ったのは、例えば、二十キロ圏内というところで、まさに道路を挟んで百メートルもないところで、一方は二十キロ圏外、一方は二十キロ圏内ということで、道路を挟んで反対側はいわゆる工場再開に向けて準備中、一方、道路を挟んで中側のところはもう閉鎖の方向だ。余りにも対照的であり、道路を挟んでたつた数十メートルぐらいのところであらうということが起きている。ここは画一的な対応ではなくて、線量をはかるとか十分な分析の中で、ある面ではきめ細かな配慮であり対応ということがやはり重要ではないかなというふうに思っています。

ほかの部分についてもいろいろありますけれども、この二十キロ圏内の対応について、こういうことについては、自治体の首長あたりの意見も聞きながら、少しきめ細かな対応というのをぜひお願いしたいのであります。いかがでしょうか。

枝野国務大臣 避難を余儀なくされている皆さんには、大変厳しい生活をお願いしていることを改めて大変申しわけなく思います。

二十キロ圏内につきましては、基本は、線量というよりも、万が一原発の状況が急激に悪化した場合の避難をしなければならぬ、それがいつどう起こるかわからないということが理由になっておりますので、線量等に基づいてというのは原則的には違うんですけれども、今御指摘いただいたように、大変、現場においてはさまざまな声が出てきていることは十分に承知をいたしております。一方で、じゃ、どこまでならいいのかというの

自治体の皆さんとも十分に御相談をしながら、現実的かつ安全はしっかりと守れるという線をどうやって対応できるのかということについては、御指摘のような柔軟性を持ちながら対応してまいりたいというふうに考えております。

城島委員 ぜひ、安全性を確保する中で、柔軟かつきめ細かな対応ということをしていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、今回の津波、とりわけ今度は津波の影響で大きいのが、やはり職場ごと流されてしまったとか、あるいは漁業関係者でいえば船もなくしてしまったりとか、いろいろ、再建というんでしようか復興というんでしようか、あるいは新たに職をつくるということも含めて、よく言う二重債務の問題というのが、この復興に当たって、個人個人の生活や職を確保する上においても前に立ちほだかっているんですね、現実的に

我が党内においても、この二重債務あるいは二重ローン問題という検討チームを立ち上げまして、今積極的に検討に着手したところでありまして、とりわけ大きいのは、やはり中小企業の事業者の皆さん、それから、個人であれば住宅ローンを抱えた皆さんということだと思います。

阪神・淡路のときも大被害でありましたが、今回さらに比較して特殊なのは、職場がほとんどなくなってしまうところ、ところが非常に多いということだと思えますね。何とか復興したい、あるいは再建したくても、返済の当てがないというのは、将来に対する、立ちほだかっているまさに一番大きな問題だというふうに思います。

この二重ローン問題、二重債務問題について、政府としてもぜひ前向きに検討していただきたいわけですが、現状、どういった検討になっているかをお尋ねしたいと思います。

海江田国務大臣 城島委員にお答えをいたします。

確かに、委員御指摘のように、この二重債務あるいは二重ローンの問題は大変大きな問題と私どもも認識をしております。

そして、現状のお尋ねでございますが、一つはこれまで借りておりますローンについては、リスクジュール、条件変更を大幅に認めようということでございます。できるだけ返済期間を長くするということが中心でございますが、これが一つ。

それから、新規に借りますローンについては、これではできるだけ長期にわたって、しかも金利をできるだけ低くしようということでございます。そのうちの一つで、福島県の御協力をいただきまして、震災の被害者の、特にこれは原子力災害の被災の方向けでございますけれども、金利をゼロにしようということも今検討しているところでございます。

それから、これは菅総理からの指示もございまして、そうはいうけれども、これはやはり二つのローンが残ることになるから、さらなる工夫がどうだろうかということ、その点につきましては今種々検討しているところでございますが、一つは、中小企業基盤整備機構の再生ファンドなどもございます。ただ、もちろん、この中小企業基盤整備機構の再生ファンドには民間の資金が半分入

っておりますから、そういう調整の難しさもございませぬけれども、ありとあらゆる手法を講じて何とかならないかということは今検討中でございます。

城島委員 やはり、現実的に自分がその立場になつたら、これはもうとてもじゃないけれども大変ですよ。よく言われるように、ゼロからの出発じゃなくてももうマイナスからの出発になるわけですから、少なくともゼロぐらいからのスタートにさせていただきたいというのは、恐らく私がその立場でもそういうふうなふうに思いますよ。特に今回ののは、こういう事態によってそういうふうになつていくわけですから、ここは相当な配慮をしても国民的な理解も得られると思います。

私も、先ほど言ったように、何回か被災地に行つたときに被災されている皆さんとの話の中でいろいろなことを言われましたけれども、例えば、こういうことに関して言うと、漁業関係者ですけれども、大地震が来た、大津波警報が出た、仲間の半分ぐらいは高台へ逃げた、自分は何人かの仲間とともに、自分なりに言うところ莫大な借金をしてつくつたばかりの船だ、これを守りたいというので一心に船に向かつて走って行って、船に乗つたと。その後の話もさまざま話でありましたけれども、辛うじて命は助かった、奇跡的だ、だけれども、その船はやはりもう使えない、しかし、自分としてはやはり、ここまでやってきた漁業でもう一度人生再スタートしたいと。

聞きながら胸が締めつけられるような話でありましたけれども、やはりそういう方々というのは

本当に多いと思うんですね。ですから、今、海江田大臣おっしゃいましたリスケの問題とか長期金利の問題というのは、ぜひそうしてほしいんですけども、あわせて、やはりゼロになるぐらいのところを何らかの形で、いわゆるマイナスのスタートではなくてゼロからのスタートになるような配慮をいろいろな形でしていただけないかなと思います。

例えば、土地を国が買い上げるとか、あるいは中小企業ですと公的機関の資本注入をするとか、それから、今おっしゃったように、金利が実質ゼロになるようなことは大変いいことだと思いますけれども、さらに、既存債務それから新規債務を合わせた超長期についての、長い期間、例えば十年ぐらいは猶予することかいうことを含めて、やはり総合的に借り手の立場に立つてこれを検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

海江田国務大臣 今の御意見を承りまして、政府内で本当に真剣に議論をしてみたいです。そして、できるだけ早くですね。

城島委員 ぜひ、そういうふうにお願ひしたいと思っております。

その方が言つた言葉、いまだにあるんですけども、原発の事故で専門家等がこれは想定外だったと言つただけけれども、本当に想定外の人生は我々なんだ、全く想定できなかった人生を歩まざるを得ない、しかし我々はそのから逃げることはできないんだという言葉は本当に胸にしみまして、これから私も想定外というのはもう絶対に使うまいと思つた次第であります。

ぜひ、経産大臣、そういう人たちの人生にとって、前向きに、あすに向かっていけるような対応を、個人も含めて、事業主を含めて、検討をお願いしたいと思います。

それから、あえてもう一つ、特に原発の二十キロ圏内というのが中心の問題意識であります。今回、全体の災害に対してですけれども、動物の救助、救済というのが一つ大きな課題であつたし、課題であろうというふうに思います。

これについて、ペットやあるいはいわゆる家畜を含めた産業動物ということを私なりに全体を見ますと、被災地全体からすると、民間のボランティアの皆さんやNPO法人の皆さんを含めて、とりわけペットについては、全体的には、そういう方々の御努力もあって、比較的順調に救助が進んだかなというふうに思っております。

こういったことを含めて、全体的なところについての総括を環境大臣及び農水大臣から承りたいと思います。

松本（龍） 国務大臣 お答えいたします。

城島委員には、一番に、家畜やペットのことで、人間と動物のつながりということで声を上げていただいたことに、敬意を表したいと思います。

警戒区域は、安全上のリスクから、住民の皆様 の生命身体 の危険防止の観点から、原則として立ち入りが禁止されております。この警戒区域にお住まいであった方は着のみ着のまま避難をされておられ、かなりの数のペットが取り残されていると承知しております。家族同様の存在であり、また心のよりどころということもあって、ペット

を救出してあげたいとお気持ちはそれぞれにあつて、私も、毎日のようにさまざまの方々からお話をいただきました。

これにつきましては、原子力被災者生活支援チームと協議を重ねてまいりまして、その結果、先ほどからお話がありますように、五月十日の住民の一時立ち入りと連動して、環境省及び福島県が合同で保護活動を開始したところであります。

具体的には、一時立ち入りをした住民が玄関先等の屋外にとめ置いたペットについて、環境省と福島県が回収をして、スクリーニングを行いまして、必要に応じて除染等を実施して警戒区域外に持ち出してまいります。別途緊急に保護した放浪ペットを合わせれば、現在までに十八頭保護をいたしております。

また、これに先立ちまして、四月の二十八日から五日間、福島県が、実際に同区域に立ち入って調査等を実施し、緊急的な対応が必要であつた三十頭近くのペットを保護しました。これも、環境省も初日の調査に同行いたしました。

いずれにしましても、今後も、住民の一時立ち入りが本格化をしましてまいりますので、これと連動したペットの保護活動が円滑に行われますように、関係者と協力をしてまいりたいというふうに思っております。

鹿野国務大臣 この原発事故発生後におきましては、作業者の方々にこの圏内に立ち入っていただくというふうなことは、二次災害というふうなリスクもやはりどうしても考えなければならぬ、このようなことから、なかなか思うようにいかな

かつたということもございます。

そういう中で、四月の二十二日、警戒区域が設定されたということで、苦渋の選択でございますけれども、安楽死という方法により処分をすることにいたしましたわけです。

このことは、農業者の方々の気持ちを思いますと本当に胸が痛む思いでございますけれども、これからも、農業者の方々、関係の方々の御理解をいただく中で進めていかなきゃならない、同時に私どももいたしましては、そういう方々の賠償問題につきましても全力を挙げて取り組んでいかなきゃならない、このような考え方に立っておりますのでございます。

城島委員 今回、全体的には、いわゆる二十キロ圏に入らないところについては牛も豚も移動がかなりされたなというふうに思いますが、今私も御指摘した二十キロ圏内については、大変問題が多かつたし、まだ依然として問題があるというふうに思っています。

この二十キロ圏内ということに限って言いますと、国内はもとより、私のところには海外からも厳しい意見というのは段ボール箱いっぱいぐらいになっておりまして、これはやはり国際的にもきちつとした対応をこれからもとっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

例の世界獣疫機構、OIEの、昨年ですか、採択されました家畜の福祉に関する基準ということからしても、この部分についての適切かつ動物の福祉に合致したような対応というのは国際的観点からも求められるところだと思いますが、今回、

私なりに調べてみますと、原子力災害対策特別措置法の中に、動物、ペットや産業動物を含めたものに対する保護規定というのがないんですね。これは、抜けていたところがあるが、対応を非常におくらせてしまった一つの大きな原因だと思うんです。政府にもなかつたし、さらには、県の中でも調べてみますと、ないんです。一体これはどう対応するかということに、そのために随分時間がかかってしまっているなというふうに思います。

私なりに結論を申し上げますと、今回、私も二十キロ圏内に入りまして、かなりつぶさに産業動物の実態も見てまいりました。そうしますと、やはり、残念ながら、現状からいうと、かなりの産業動物については、今回政府が指示を出されませんでしたように、所有者の同意の中で安楽死をするということが、いわゆる愛護や福祉の観点から必要だなという感じはします。しかし、必ずこれは安楽死という行為をとっていただきたいし、今おっしゃいましたように、所有者については経済的な補償というものをきちっとしていただくということだと思えます。

ただ、もう一方、私も実は、二十キロ圏内、努力をしまして、いわゆる学術的な見地とか公益的な見地からさらに見てもまだ何かこれは生かしていくことができるというものについては、やはり、救済する、生かしていくという観点もぜひ重要だろうというふうに思うんですよ。

今回、南相馬の市長なんかを含めて、これについても、先ほどの画一的なことじゃなくて、やはりそういう観点に立って、例えば放射線の与える

影響を長期的に観察していくという、簡単に言えば、そういう学術的な見地というものも、専門家から見ると非常に価値がある。今までほとんどだれもやっていないということもありまして、そういうことで生かしていく、あるいは命を守っていくということもあってもいいんじゃないかと思うんです。画一的じゃなくて。

これは、まさに地元の中でも、そういうことで何とかやっていこうということがありますから、これもぜひ、そういう観点も含めた自治体、地元の要請を受けとめていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

中井委員長 鹿野農水大臣。時間が来ていますので、短く頼みます。

鹿野国務大臣 南相馬の関係の方々からも御要望をいただいておりますけれども、今委員が申されたとおりに、学術研究目的として公益性、そしてまた、しっかりとスクリーニング検査を行って除染をすること、あるいは大学等の研究機関がしっかりと監視すること、あるいは研究以外の家畜生産及び食用には利用しないこと等々の条件を満たすというふうなことを含めて、具体的な形で対処してまいりたいと思っております。城島委員 ありがとうございます。

中井委員長 これにて中川君、城島君の質疑は終了いたしました。